



## ○商工会長あいさつ

新年あけましておめでとうございます。



会員の皆様には、穏やかな正月を過ごされたことと思います。福島第一原発事故から、早くも4年目を迎えようとしています。今なお、全村避難を余儀なくされ言葉に言い尽くせない環境の変化に耐え、様々なご苦労を察するばかりです。昨年末には、国から新たな除染目標の発表があり、結果が期待されるところです。

商工会は、加害者である東京電力、国に対し、県商工会連合会、双葉・相双の12商工会連絡協議会とともに、賠償問題、事業再開、継続のために何が必要か、改善点はどこか等の要望活動を続けています。

当商工会においては、月1回の定例会議を設定し、村当局との連携を図っているところです。また、商工会復興本部を中心に、当商工会が復興するための計画作りに、2月を目標に話し合いがもたれています。除染が計画通りに進み、村民が元の暮らしに戻られるのか、先の見えないことへの不安が時間とともに深まっていくことも現実ですが、これをどうやって乗り越えていくか慎重に思考を重ねていきたいものです。立ち止まらず、これを良い機会として逃さず、会員皆様の声を聴かせていただくことで、運営に反映されより良い商工会になっていくものと確信しております。

さて、昨年12月10日に日本政策金融公庫窓口は、いわき支店から福島支店に変更になりました。かねてより、利便性が指摘されておりましたが、関係者皆様のお力添えを得て、要望活動が実現できましたことをご報告いたします。いわき支店様には、当商工会発足時から長きにわたり、ご指導いただいたことに感謝し、会員皆様のマル経資金を含めた福島支店のご利用もご検討いただきたくお願いいたします。

本年が、皆様にとって良い年であることを祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。

平成26年1月吉日

飯舘村商工会 会長 長谷川長喜

## ○飯舘村商工会「会員交流事業」参加のご案内

1月10日付けでご案内しました、標記会員交流事業について、下記の内容で実施いたします。

「ボウリング大会」「講話会」「交流会」と3部構成で行いますので是非ご参加下さい。尚、1事業所から2名までの参加が可能です。

開催日時 平成26年2月15日(土)～16日(日) 1泊2日

開催日程 15:00～ 「ボウリング大会」

☆からしまボウルふくしま

福島市本内南街15

TEL024-553-2121



\*\*\*\*\*場所を移動します\*\*\*\*\*

17:00～ 「講話会」(30分～1時間程度)

※講話会の内容については、現在検討中です。

19:00～ 「交流会」

☆飯坂ホテル聚楽

福島市飯坂町西滝の町27

TEL024-542-2201



参加費 1人 8,000円(当日徴収いたします。つり銭のないようお願いいたします。)

出欠報告 1月24日(金)までにご報告をお願いいたします。

## ○「3部会（商業・建設・製造）合同視察研修」参加のご案内

1月10日付けでご案内しました、3部会合同視察研修について、下記の内容で実施いたします。1事業所から2名までの参加が可能です。是非ご参加下さい。

日 程 平成26年3月1日（土）～3日（月）2泊3日

視 察 先 仙台空港↔広島空港

3/1（土）水木しげるロード、大根島・由志園、まがたまの里伝承館  
玉造温泉（泊）

3/2（日）松江（堀川めぐり・松江城）、出雲大社参拝  
広島市内（泊）

3/3（月）厳島神社、マツダミュージアム、平和記念公園・原爆資料館  
※仙台空港までの往復はバス移動。広島空港からの移動は、貸切バスとなります。

定 員 20名程度

負 担 金 1人 130,000円

※納入方法については、参加者へ後日ご連絡いたします。

参加申込 1月24日（金）までにご報告をお願いいたします。



## ○県内中小企業の支援施策完全活用のための説明相談会のご案内

国による新年度の施策「好循環実現のための経済対策」の説明会が下記の日程により開催されます。また、県内中小企業の皆様の関心が高い「ものづくり・商業・サービス革新事業補助金」（旧ものづくり補助金）の募集を前に個別の相談を実施するとともに、工場立地関係の補助金そして借入負担の軽減に係るご相談も同時に実施します。どのような業種の方でも、参考になる施策があると思われますので、お近くの説明会場にお越しください。参加ご希望の方は、商工会にご連絡下さい。

### ◇主な説明内容

〔国〕創業したい（補助）、研究開発や試作品の開発、設備投資をしたい（補助、税制）

省エネ設備の導入をしたい（補助）、販路の開拓をしたい（補助）

人材を育成したい（補助）、海外展開したい（専門家派遣）

経営改善計画を策定したい（補助）、消費税の引き上げについて相談したい（相談）

資金繰りの支援を受けたい（融資）、魅力的な街づくりをしたい（補助）

その他（経営者保証ガイドラインの説明）

〔県〕工場の新設や増設をしたい（ふくしま産業復興企業立地補助金の説明・相談）

新分野に進出、新たな客先を確保したい、事業の仕組みを変えたい（「ものづくり商業・サービス革新事業補助金」（旧ものづくり補助金）の説明・相談）

借入負担の軽減（債権一部放棄、長期たな上げ）をしたい（福島県産業復興満天星センターによる相談）

### 〔開催日程〕

地 区	日 時	会 場	申 込 先
県中地域	1月23日（木） 9：30～12：00	郡山市総合福祉センター5階集会室 住所：郡山市朝日1丁目29番9号	郡山市商工振興課 TEL024-924-2251 FAX024-925-4225
相双地域	2月 4日（火） 13：30～15：30	テクノアカデミー浜（101号室） 住所：南相馬市原町区萱浜字 栗掛場45番地の112	県相双地方振興局 企画商工部 TEL0244-26-1142 FAX0244-26-1120
いわき地域	2月 7日（金） 13：30～15：30	いわき産業創造館会議室1（ラトフ6階） 住所：いわき市平字田町120番地	いわき市産業・港湾振興課 TEL0246-22-1142 FAX0246-22-7582
県北地域	2月10日（月） 14：00～16：00	コラッセふくしま多目的ホールA 住所：福島市三河南町1-20	県産業振興センター 取引支援課 TEL024-525-4077 FAX024-525-4079

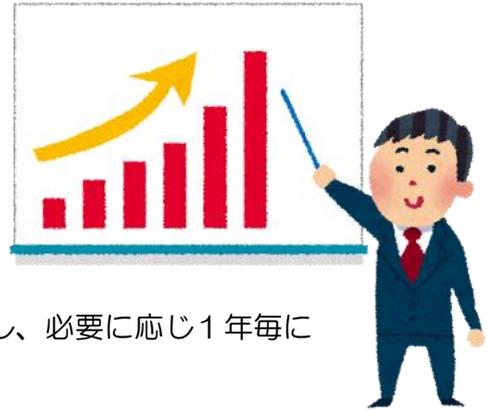
## ○原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」制度のご案内

(公財)福島県産業振興センターでは、今般、警戒区域等の見直しが完了したことを踏まえ、避難指示解除後の当該区域への帰還を促進し復興の加速を図るため「特定地域中小企業特別資金」制度の拡充を12月2日より行います。

**融資制度 (変更前) 500万円 → (変更後) 3,000万円**

### 〔概要〕

1. 資金用途：**解除された区域等において事業を継続・再開するために必要な事業資金**（運転・設備資金）
2. 融資限度：3,000万円以内  
※この資金を、既に利用されている場合も追加融資が可能です。  
この場合、追加融資の限度額は、3,000万円から既に融資を受けた額を差し引いた額となります。
3. 融資期間：20年以内（うち措置5年以内）
4. 融資利率：無利子
5. 担保：無担保
6. 保証人：代表者保証（法人の場合）
7. 繰上償還：随時可、手数料無料
8. 取扱期間：**平成26年3月末融資実行分まで**  
※ただし、原子力発電所事故の状況等を勘案し、必要に応じ1年毎に期間を延長することがあります。
9. 申込先 商工会へお問合せ下さい



## ○小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経）の対象事業拡大のご案内

☆マル経対象業種の拡大

(1) 内容 宿泊業者及び娯楽業の小規模企業の定義を、常時使用する従業員の数が5人以下の事業者のところを、**20人以下の事業者に拡大。**

(2) 適用日 平成26年1月7日（火）

〈制度創立当時と現在の比較（拡充箇所は**太字**）〉

	昭和48年10月（創立当時）	平成25年10月（現在）
事業規模	常時使用する従業員数5人以下（商業・サービス業の場合2人以下）	常時使用する従業員数 <b>20</b> 人以下（商業・サービス業の場合 <b>5</b> 人以下）
融資限度額	運転50万円、設備100万円	<b>1,500万円（運転・設備合計）</b>
利率	年7.0%	年 <b>1.6%</b>
融資期間	2年以内	<b>運転7年以内、設備10年以内</b>

## ○復興支援カーが変わりました

商工会の復興支援カー（レンタカー）が12月17日よりスズキ「ワゴンR（シルバー）」から、日産デイズ（ブラック）」に変わりました。

事業所巡回等の際、見かけることがあるかと思えますのでよろしくお願ひします。



## ○小規模企業基本法の制定を求める署名活動について（報告）

昨年末から今年初めにかけて、会員の皆様にご協力いただきました署名活動について、目標件数218件に対し、**500件**の署名を集めることができました。ご協力ありがとうございました。



○福島県産業別最低賃金の改正のお知らせ

# 「確認しましょう! 最低賃金」

福島県の最低賃金が平成25年10月6日から変わりました。

# 675円

金額は時間額です



※最低賃金以上の賃金を支払わない場合は、処罰の対象となります。

<b>産業別最低賃金</b> 金額は時間額です。	非鉄金属製造業最低賃金 平成25年12月18日発効 <b>789円</b>	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金 平成25年12月27日発効 <b>774円</b>
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 除外業種 医療用計測器製造業 (心電計製造業を除く) 平成25年12月7日発効 <b>741円</b>	輸送用機械器具製造業最低賃金 平成25年12月27日発効 <b>776円</b>

次に掲げるものについては福島県最低賃金が適用されます。

- 1) 30歳未満又は65歳以上の者
- 2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3) 職種、片付けその他にこれらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

2 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、上記の者のほか「生産動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取り付け又は小物部品の包装若しくは雇入れの種類に主として従事する者」

## 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

### ワンストップ&無料相談 専門家派遣のご案内

最低賃金の引き上げで影響を受ける中小企業事業主の皆さまの悩みについて、専門家が無料でワンストップサポートします。

- 経営と労務管理の専門家による相談  
販路開拓、新規事業、賃金、労働時間制度の見直しなど。
- 専門家の派遣  
個別課題の分析・検討、具体的な課題解決法の提案など。

### 業務改善助成金のご案内

中小企業事業主を対象に、4年以内に時間給等を800円以上に引き上げる賃金改善計画を策定し、申請した年度に40円以上の引き上げを行うことなどを条件に、就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修等の実施など、業務改善に要した経費の2分の1を助成(上限は100万円、下限は5万円)します。

## 厚生労働省 福島労働局

最低賃金制度や最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業のご照会・ご相談は、  
 福島労働局賃金室 ☎ 024-536-4604 (福島市霞町1-46)  
 又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

パソコン、携帯、スマホでも最低賃金がチェックできます。  
 厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp>

最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.salteichingin.info/>

